

委員長職務代理者の指定について

議事運営のため、次期委員長職務代理者の指定を求める。

2011年(平成23年)4月21日提出

藤沢市教育委員会

委員長 岩本育子

1 任期

2011年(平成23年)5月1日から2012年(平成24年)4月30日まで

2 提案理由

藤沢市教育委員会委員長職務代理者が2011年(平成23年)4月30日をもって任期満了となるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条の規定に基づき、次期委員長職務代理者の指定を求める。

参 考

地方教育行政の組織及び運営に関する法律 抜粋

(委員長)

第12条 教育委員会は、委員(第16条第2項の規定により教育長に任命された委員を除く。)のうちから、委員長を選挙しなければならない。

2 委員長の任期は、一年とする。ただし、再選されることができる。

3 委員長は、教育委員会の会議を主宰し、教育委員会を代表する。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ教育委員会の指定する委員がその職務を行う。